

〇うるま市立地企業の支援に関する条例

平成 24 年 10 月 5 日

条例第 23 号

うるま市企業立地促進条例(平成 17 年うるま市条例第 130 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、市内に新規に立地する企業に対し、雇用奨励金を交付することにより、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信産業 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号。以下「沖振法」という。)第 3 条第 6 号に規定する産業をいう。
- (2) 情報通信技術利用事業 沖振法第 3 条第 8 号に規定する事業をいう。
- (3) 産業高度化・事業革新促進事業 沖振法第 3 条第 10 号に規定する事業をいう。
- (4) 国際物流拠点産業 沖振法第 3 条第 11 号に規定する事業をいう。
- (5) 情報通信産業振興地域 沖振法第 28 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。
- (6) 産業高度化・事業革新促進地域 沖振法第 35 条第 2 項第 2 号の規定により定められた地域をいう。
- (7) 国際物流拠点産業集積地域 沖振法第 42 条第 1 項の規定により指定された地域をいう。

(対象企業)

第 3 条 雇用奨励金の対象企業は、本市に新規に立地した法人であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該各号の地域内に本店を有する企業とする。

- (1) 情報通信産業振興地域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業を営む者
- (2) 産業高度化・事業革新促進地域内において、産業高度化・事業革新促進事業を営む者
- (3) 国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業を営む者

(雇用奨励金の交付対象者)

第 4 条 雇用奨励金は、前条に掲げるいずれかの企業が、規則で定める対象者を雇用した場合に交付するものとする。

(雇用奨励金の額等)

第 5 条 市長は、予算の範囲内において、企業に対して雇用奨励金を交付することができる。

2 雇用奨励金の額及びその他必要な事項は、規則で定める。

(交付申請)

第6条 前条の規定により雇用奨励金の交付を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に対し雇用奨励金の交付申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めるものについて、雇用奨励金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、雇用奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、雇用奨励金の交付を取消し、又は停止することができる。

(1) 市税、使用料その他の公課を滞納したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、雇用奨励金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により雇用奨励金の交付の決定を取り消した者に対し、既に交付した雇用奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(雇用奨励金に係る経過措置)

2 平成24年3月31日以前に、改正前のうるま市企業立地促進条例第3条の規定により雇用奨励金の交付を受ける要件を具備していた者に係る雇用奨励金の交付については、なお従前の例による。

(固定資産税の課税免除に係る経過措置)

3 平成24年3月31日以前に、改正前のうるま市企業立地促進条例第4条及び第5条の規定により、固定資産税の課税免除を受ける要件を具備していた者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。